

会議録（「(仮称)津久井農場計画」に係る公聴会）

1 公聴会を開催した日時及び場所

令和元年12月26日(木) 14:00～14:40

串川地域センター「多目的ホール」

2 公聴会の経過

議長である環境政策課長の進行の下、1人当たり15分以内として、3人の公述人から意見が述べられた。

(1) 出席者：公述人3人、環境影響評価審査会委員4人、環境政策課4人

(2) 傍聴者：41人

3 公述人が述べた意見の要旨

(1) 公述人A

事業の実施について、事業者は茅ヶ崎から1時間かけて通い、夜間は誰もいないとしている。本気で250頭もの牛を飼育しようとしているのか疑問である。

騒音の予測結果について、一般国道412号の道路交通騒音では、環境基準が70dBであるのに対し、現況が68dB、予測結果が69dBとなっている。大型車の交通量が往復で約700台も増加して、騒音レベルの増加分が1dBであることが疑問である。

簡易水道について、残土を搬入する沢は、地元の人々が使用している簡易水道の水源となっているが、事業実施による取水の継続性に不安がある。組合長も賛同できないと言っている。

交通混雑、交通安全について、市道志田の農工大から現地までの拡幅はできないことから、車両退避箇所を設置し、交通誘導員を配置するとしているが、1時間に40台もの車両に対応できるのか疑問である。

市道志田の拡幅工事について、事業者が示している拡幅案に対し、地権者のほとんどが反対している。代案は考えているのか。

地元住民はこの計画に反対している。農場の適地は他にもあるのではないかと。ここでやるのであれば、それなりの説明をしてもらいたい。

なお、11月21日に1435名の反対署名と要望書を市長宛に提出していることを申し添える。

(2) 公述人B

準備書における各種予測について、準備書では市道志田を拡幅し、3メートルの歩道を設置することを予測条件としているが、環境影響評価審査会への補足資料では、歩道がそれより狭い場所や設置されていない場所があることから、正しい評価ができているのか疑問である。

市道志田における交通について、現在、他事業者の大型車が5km/hで1日40台走行しているが、地元住民は普段の通行に不便を感じている。場所によっては、道路の南側が深い谷で、ブルーシートによる崩落の仮補修がされており、ガードレール等は設置されていない。

今回の計画では、このような場所を20 km/hで走行するとしており、交通安全への影響が懸念される。

市道志田の拡幅について、予測交通量から市道志田は道路構造令における第三種第四級普通道路に該当すると想定され、0.5メートル以上の路肩を設けなければいけないが、今回の計画では路肩を0.25メートルとしていることから、基準を満たしていないのではないかと。また、準備書意見見解書では、大型車のサイドミラー間隔は最大2.9メートル程度を想定しているとしているが、車道2.75メートルでは路肩にはみ出すことになり、車両制限令に反しているのではないかと。

ふれあい活動の場について、市道志田は関東ふれあいの道や志田山・清正光ハイキングコースとなっており、地元住民の重要な生活道路でもある。交通誘導員を配置したとしても、多くの大型車が通行することになれば安心して利用することが出来なくなってしまう。また、供用後には拡幅は原状復帰され、交通誘導員も配置されないことから、供用後における影響が懸念される。

堆肥の備蓄について、茅ヶ崎市でも保管するとしているが、市街化された土地で保管が可能なのか疑問である。

土砂災害について、台風19号の影響により、市道志田で3箇所土砂崩れが起きていることから、今回の計画の実施においても懸念がある。

景観について、調整池設置予定地直近の市道志田からの予測を行っていないが、この地点からの景観は大幅に変わることが想定される。

市道志田の拡幅について、南側に歩道を設置するとしているが、北側に建っている家は転居予定であると事業者は市に回答したと聞いている。また、環境影響評価審査会に提出された補足資料の拡幅案については、地元住民に説明されていないものである。交通量についても地元住民への当初の説明では180台程度だったものが、現在では最大346台に増加している。

今年9月に開催された準備書説明会の音声を流すが、「3年を超える事業の場合には、再申請を行う予定であるが、現時点では未定」としていることから、工事期間が不明確な点について、懸念がある。

市道志田の拡幅について、自治会で聞き取りを行ったところ、拡幅案とされている地権者の多くが借地に応じないとしている。実現不可能な計画で環境影響評価が進んでいることに懸念がある。

先日、事業者である佐藤氏と話し合いを行ったが、事業計画の詳細を理解していないように感じたことから、事業者の責任能力に疑問がある。

(3) 公述人C

市道志田の拡幅について、事業者が借地に関して相談しに来たが、拡幅をすると自宅に道路が近づいてくることになり、騒音・振動等の環境影響が増大することから、貸すつもりはないと断っている。事業者は市に転居予定と回答していると聞いているが、転居するつもりもない。そのような経過があるにも関わらず、環境影響評価審査会における補足資料では、未だに拡幅案に含まれていることが疑問である。

以上